

特定支障除去等事業実施計画の変更について

1 実施計画変更の環境大臣協議までの手続き等

- (1) 平成 24 年 12 月 26 日 : 評価委員会への説明・意見聴取
- (2) 平成 24 年 12 月 27 日 : 村田町長への意見照会 (平成 25 年 1 月 28 日回答)
- (3) 平成 25 年 1 月 15 日 : 住民説明会
- (4) 平成 25 年 1 月 22 日 : 学識者ヒアリング(行政対応検証)
- (5) 平成 25 年 2 月 6 日 : 学識者ヒアリング(技術的事項)(財団調査会)
- (6) 平成 25 年 2 月 7 日 : 県環境審議会に諮問 (平成 25 年 2 月 7 日答申)
- (7) ~平成 25 年 3 月 4 日 : 環境省の助言や学識者ヒアリング結果等を踏まえた計画案の修正
- (8) 平成 25 年 3 月 4 日~ : 省庁間の事前協議(環境省→総務省等)
- (9) 平成 25 年 3 月 21 日 : 計画の変更を環境大臣に協議
- (10) 平成 25 年 3 月 26 日 : 計画変更環境大臣が同意

2 計画変更内容の主な修正点(前回評価委員会での説明内容からの変更点)

(1) 事業実施スケジュール(計画期間)

変更前: 平成 34 年度まで 10 年延長

変更後: 平成 33 年度まで 9 年延長

(浸出水拡散防止対策を実施しないときは平成 28 年度で計画終了)

実施計画書 P60~P61	7 特定支障除去等事業の実施予定期間 表 24 特定支障除去等事業のスケジュール
------------------	---

(2) 噴出防止工(ガス抜き設備)の対策手法

変更前: ガス抜き管方式

変更後: ガス抜き管方式とトレンチ方式を併記(実施設計で比較検討して選択)

実施計画書 P52	(4) 支障除去対策の検討 ② 噴出防止対策 具体的な方法は実施設計時に A-1 案「ガス抜き管法」と A-2 案「トレンチ法」を比較検討して決定することとする。
実施計画書 P52	(5) 支障除去対策の実施方法 <雨水浸透防止対策> ② 地中に滞留したガスが噴出する場所に、ガス抜き管又はトレンチを設置する工事を行い、噴出を防止する。

(3) 下流側地下水のモニタリング地点の検討

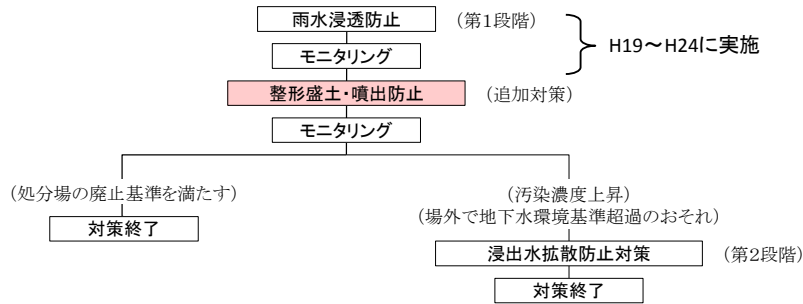
変更前: 2 地点

変更後: 地点数等を検討してモニタリングを実施する旨を記述

実施計画書 P52	(5) 支障除去対策の実施方法 <浸出水拡散防止対策> ③ なお、モニタリングの実施にあたっては、処分場全体において上記の状況を把握するためにも、その箇所数を検討し、下流側地下水でのモニタリングを実施する。
--------------	---

特定支障除去等事業実施計画変更の概要

事業実施フロー



事業実施スケジュール

対策区分	内容	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34 ※1
①雨水浸透防止対策	整形盛土工, 噴出防止工	■									
②浸出水拡散防止対策	遮水壁, 浄化壁設置工事				※2	■					
③モニタリング	工事中, 工事後モニタリング	■									

※1 計画はH33年度に終了するが、H34年度以降も必要に応じて県でモニタリングを継続。
 ※2 ②の実施の判断は①の対策効果確認の後に行い、実施しない場合は計画終了とする。

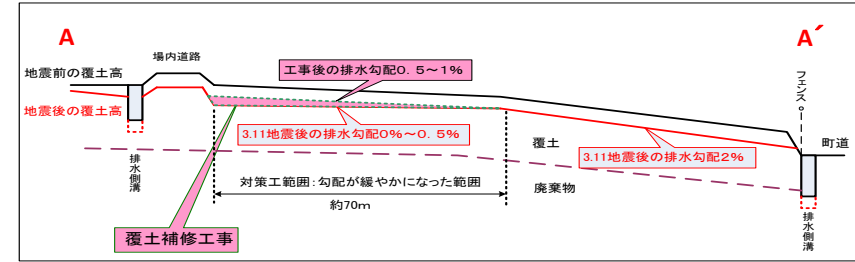
雨水浸透防止対策

●整形盛土工(追加)

地震で不等沈下した覆土を整形盛土し、適切な排水勾配を確保して雨水浸透を防止し、保有水位の変動によるガスの放散を防止する。

▶事業量:面積:2ha 土量:2,000m³

▶事業費:50百万円

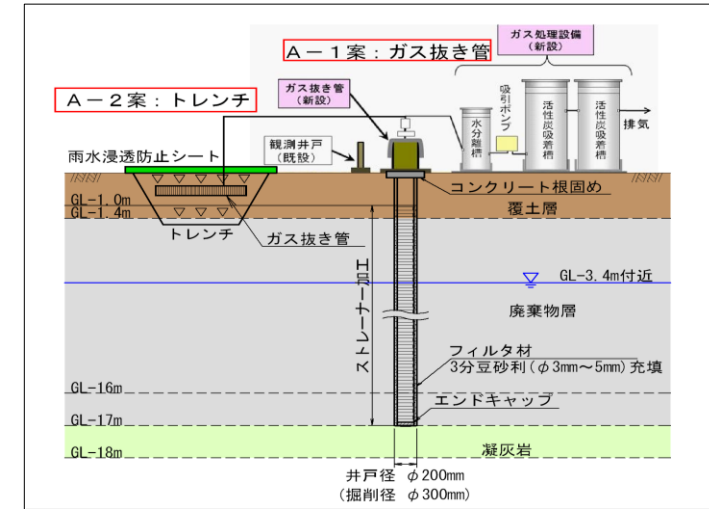


●噴出防止工(追加)

ガス噴出事象が発生する箇所にガス抜き管又はトレンチを設置し、放出されるガスを含まれる硫化水素を活性炭で吸着処理して大気放散する。

▶事業量:2箇所

▶事業費:10百万円



浸出水拡散防止対策

●モニタリングの結果、場内保有水の汚染濃度が上昇し、かつ場外地下水において汚染物質の検出濃度が継続的に上昇する兆候が現れ、地下水環境基準を超えるおそれがある場合、遮水壁及び透過性反応浄化壁を設置

▶事業費:1,790百万円

全体計画平面図

